## 職業実践専門課程等の基本情報について

	学校名		設置認可年	月日   杉	泛長名			所在地		
##1976			平成8年3月	25日 青2	ト 猛正			宮区仲町3-88-2		
学校主人 東京総合で図   単純   連載性を記し、										
第二十四年										
おおけらの世界   対き機能を対象を主要する	学校法人 果泉湖									
学科の目的								高度専門士認定		
学科の特徴(次語 第一年 2世紀の中で1-20単位は日本の大 1 201-10-10-10 / 2世 10-30-1220 / 3世 1010-1210 / 3世 1010-1210 / 2世 1010-1210 / 3世 1010-1210	教育•任芸福祉	在云	福祉等门誄柱	1朱育工作	<del>"</del>	-	产队22年度		ਰ	和4年度
第次に関係、中語 (2015年) - 1 1801 (0-1040 / 2811 (10-1040 ) 2811 (1	学科の目的	子どもや家	<b>限を取り巻くさまざま</b>	なニーズに対し、保育	福祉の観点	から専門的な	\$支援を行うことのでき	る保育士を養成する。		
	可能な資格、中退	昼間主コー	-ス 1限9:10~10:40							
②	修業年限	昼夜			浴	<b>講義</b>	演習	実習	実験	実技
180 人 102 人 0 人 0 人 0 1			※単位時間、単位いずれ かに記入	·	420					60 単位時間
■ 京東書館 (1)	生徒総定員	生徒到	€員(A) 留学生	上数 (生徒実員の内数)(B)	留学生語	割合(B/A)		<u>.</u>		
■ 設定を登載した : 57	160 人				C					
			7-1-4-							
						<del>^</del>				
■政権者によるから収売の場合(E/C) 95 %。 ■産業者に占める以降の場合(E/C) 95 %。 ■産業者に占める以降の場合(E/C) 95 %。 ■産业を養殖 0 人 ■老人が親母、集界等  海側、外側に、実質は技能が 0 人 ■主人が親母、実界等  海側、外側に、実質は技能が 2 中によっております。		■地元就	職者数(F)	56		人				
392 %   192						%				
### 2				98.2		%				
# 選手者後 0 人 日本での成立を発生しません。		■卒業者	こ占める就職者の割			04				
第4名・李東の水を希望   18名・李東の水を希望   18名・李東の水を希望   18名・李東の水を希望   18名・李東の水を希望   18名・李東の水を希望   18名・李東の水を希望   18名・李東の北京   18名・東の北京	±4 100 ft 0 11 15	■進学者	数			人				
# 全工な財政先、業界等		■その他								
■ また成制発生、業界等 保育圏、分配圏、児童福祉製造等  「第三者による 学校評価  ・		•3名∶卒ӭ	そのみを希望 しょうしょう							
■ また成制発生、業界等 保育圏、分配圏、児童福祉製造等  「第三者による 学校評価  ・										
# 長		(令和	5 年度卒業	者に関する令和6年5月	11日時点の	情報)				
第三者による 学校評価		■主な就								
第三者による 学校評価  ***  ***  ***  **  **  **  **  **  *		保育園、幼	稚園、児童福祉施設等							
第三者による 学校評価  新師団体: 全事中月: 野価副を発電した カームページ以上  当該学科の ホームページ  「(A:単位時間とよる軍史)    (A:単位時間とよる軍史)    (A:単位時間とよる軍史)    (A:単位時間とよる軍史)    (A:単位時間とよる軍史)    (A:単位時間とよる軍史)    (A:単位時間とよる軍史)    (A:単位時間とよる軍史)    (A:単位時間となる事件と選携した実験・実置・実技の授業時数 300 単位時間 35企業等と選携した必修の実験・実置・実技の授業時数 300 単位時間 35企業等と選携した変勢の実験・実置・実技の授業時数 400 単位時間 35企業等と選携した変勢の実験・実置・実技の授業時数 単位 35企業等と選携した必修の演習の授業時数 単位 35企業等と選携した必要の演習の授業時数 単位 35企業等と選携した必要の表習の授業時数 単位 35企業等と選携した必要の表習の授業時数 単位 35企業等と選携した必要の表習の授業時数 単位 35企業等と選携した必要の表習の授業時数 単位 35企業等と選携した必要の表習の授業時数 単位 35企業等と選携した必要の表習の授業時数 単位 35企業等と選携目を必要の表書等に関する 単位 (事修学校設置基準第41条第1項第5号) 1人 5 原等学校設置基準第41条第1項第5号) 1人 6 原等学校設置基準第41条第1項第5号) 1人 6 房本の性 (事修学校設置基準第41条第1項第5号) 1人 6 月を日本の学位とは専門理学位 (事修学校設置基準第41条第1項第5号) 1人 6 月を日本の学位とは専門理学位 (事修学校設置基準第41条第1項第5号) 1人 6 月を日本の学位と表する表書 (事修学校設置基準第41条第1項第5号) 1人 6 月を日本の学位とは専門理学位 (事修学校設置基準第41条第1項第5号) 1人 6 月を日本の学位とは専門理学位 (事修学校設置基準第41条第1項第5号) 1人 6 月を日本の学位と表する表書 (事修学校設置基準第41条第1項第5号) 1人 6 月を日本の学位と表する表書 (事修学校設置基準第41条第1項第5号) 1人 6 月を日本の学位と表する表書 (事修学校設置基準第41条第1項第5号) 1人 6 月を日本の学校設置基準第41条第1項第5号) 1人 6 月を日本の学位と表する表書 (事修学校設置基準第41条第1項第5号) 1人 6 月を日本の学校設置基準第41条第1項第5号) 1人 6 月を日本の学校認置基準第41条第1項第5号) 1人 6 月を日本の学校設置基準第41条第1項第5号) 1人 6 月を日本の学校認可算56日本の学校認可算56日本の学校認可算56日本の学校認可算56日本の学校認可算56日本の学校認可算56日本の学校認可算56日本の学校認可算56日本の学校認可算56日本の学校認可算56日本の学校認可算56日本の学校認可算56日本の学校認可算56日本の学校認可算56日本										
第三者による 学校評価  ***  ***  ***  **  **  **  **  **  *		■民門△	証価機関等から第1	二老証価:		<i>†</i> 21				
第二日 (1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	第二老による					なし				
当話学科の ホームページ Mttps://www.scw.ac.in/gaka/iido/			The feet of the				30	価結果を掲載した		
### ***			評価団体:		受審年月:					
### *** *** ***	当該学科の									
(A:単位時間による第定)  起授業時数		https://ww	vw.scw.ac.jp/gakka/ji	do/						
銀授業時数	URL									
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数   300 単位時間   うち企業等と連携した演習の授業時数   1,920 単位時間   うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数   300 単位時間   うち企業等と連携した必修の演習の授業時数   300 単位時間   うち企業等と連携した必修の演習の授業時数   300 単位時間   35 企業等と連携した必修の演習の授業時数   240 単位時間   35 企業等と連携した必修の演習の授業時数   単位   単位数による算定   単位数による算定   単位数による算定   単位   55 企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数   単位   55 企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数   単位   55 企業等と連携した液酸の炭酸・実習・実技の授業時数   単位   55 企業等と連携した必修の演習の授業時数   単位   55 企業等と連携した必修の演習の授業時数   単位   55 企業等と連携したインターンシップの授業時数   単位   55 企業等と連携した必修の演習の授業時数   単位   55 企業等と連携したインターンシップの授業時数   単位   2 生産業等と連携したインターンシップの授業時数   単位   2 生産業等と連携したインターンシップの授業時数   単位   2 生産素を連携したが参加を実際を選携したが参加を実際を関係を関係を関係と関係と関係に従事した者であって、当該集制に従事しておいてその担当する教育等に従事した者であって、当該集制に従事しておいてその担当する教育等に従事しておいてもの提供とを含者では関係とを表にて、当該集制に従事して、当該集制に従事し   2 上版間とを表にて、大学以上で、会に関係とを表にて、大学以前を表に関係と、表には事じ、大学、とは、学校学校設置基準第41条第1項第3号   1 人   4 体子校設置基準第41条第1項第5号   1 人   4 体子校验置基準第41条第1項第5号   1 人   4 体子校验证表述   4		(A:単f	立時間による算定)							
うち企業等と連携した漢面の授業時数   300 単位時間   うち企業等と連携した液面の授業時数   300 単位時間   うち企業等と連携した必修の実験・実置・実技の授業時数   300 単位時間   うち企業等と連携した必修の演習の授業時数   300 単位時間   うち企業等と連携した必修の演習の授業時数   300 単位時間   240 単位時間   150 企業等と連携した必修の演習の授業時数   単位   35 企業等と連携した次験・実置・実技の授業時数   単位   35 企業等と連携した演習の授業時数   単位   35 企業等と連携した演習の授業時数   単位   35 企業等と連携した必修の実験・実置・実技の授業時数   単位   35 企業等と連携した必修の演習の授業時数   10 人   36 修学校設置基準第41条第1項第1号   2 人   36 修学校設置基準第41条第1項第2号   2 人   36 修学校設置基準第41条第1項第3号   1 人   36 修生の学位又は専門観学位   36 修学校設置基準第41条第1項第5号   1 人   36 修生校設置基準第41条第1項第5号   1 人   36 修生校設置基準第41条第1項第5号   1 人   36 修生校設置基準第41条第1項第5号   1 人   36 修生校設置基準第41条第1項第5号   1 人   36 修生の学位又は専門観学位   36 修学校設置基準第41条第1項第5号   1 人   36 修生校設置基準第41条第1項第5号   1 人   36 修生校验置基準第41条第1項第5号   1 人   36 修生校验置基準第41条第12可能			総授業時数						1,920 単位時間	
うち必修授業時数			うち企業	等と連携した実験・	実習・実技	の授業時数			300 単位時間	
お企業等と連携したとクリースのでは、			うち企業	等と連携した演習の	授業時数				300 単位時間	
お企業等と連携したとクリースのでは、			うち必修	授業時数					1.920 単位時間	
② 全業等と連携した 実習等の実施状況 (A、Bいずれか に記入)  (B:単位数による算定)  総授業時数  単位  うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数  単位  うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数  単位  うち企業等と連携した液習の授業時数  単位  うち企業等と連携した液習の授業時数  単位  うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数  単位  うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数  単位  うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数  単位  うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数  単位  うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数  単位  うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数  単位  「うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数  単位  「うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数  単位  「うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数  単位  「うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数  単位  「うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数  「中位  「うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数  「中位  「うち企業等と連携した必修の実務の検索の講習の授業時数  「本位  「うち企業等と連携した必修の実務の検索をの議習の授業時数  「本位  「うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数  「本位  「うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数  「本位  「本修学校設置基準第41条第1項第1号)  2 人  教員の属性 (専任 教員について記 入)  (事修学校設置基準第41条第1項第3号)  1 人					1.た必修の3	主輪・ 宝習・	実技の授業時数			
全業等と連携した 実習等の実施状況 (A、B いずれかに記入)   超位数による算定   超位数による算定   超位数による算定   超位   うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数   単位   うち企業等と連携した実際・実習・実技の授業時数   単位   うち企業等と連携した演習の授業時数   単位   うち企業等と連携したを修の演習の授業時数   単位   うち企業等と連携した必修の演習の授業時数   単位   うち企業等と連携したが多の演習の授業時数   単位   (うち企業等と連携したが多の演習の授業時数   単位   (うち企業等と連携したが多の演習の授業時数   単位   (うち企業等と連携したがなが、										
正常等の実施状況 (A、Bいずれか に記入)    おしま   単位   単位   単位   単位   単位   単位   単位   単			/=+A							
(A、BL)ずれか [こ記入] (B:単位数による算定) 単位			(うち企	.未守C埋捞したイン	メーノンツ	ノの授業時	X/		240 単位時間	
(日:単位 奴による昇走)  総授業時数  「ち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数  単位  「ち企業等と連携した液習の授業時数  単位  「ち必修授業時数  「方を業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数  単位  「うち企業等と連携した必修の演習の授業時数  単位  「(うち企業等と連携した必修の演習の授業時数)  単位  「() 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の条件限と当該事務に従事した者であって、当該事門課程の条件限と当該事務に従事した期間とを通算して六年以上となる者  「事修学校設置基準第41条第1項第1号)  「表別での学位を有する者等 「事修学校設置基準第48条第1項第2号)  ② 学士の学位を有する者等 「事修学校設置基準第48条第1項第3号)  ② 学士の学位を有する者等 「事修学校設置基準第48条第1項第3号)  ② 修士の学位又は専門職学位 「事修学校設置基準第48条第1項第3号)  ② 修士の学位又は専門職学位 「事修学校設置基準第48条第1項第5号)  ③ 高等学校教諭等経験者 「事修学校設置基準第48条第1項第5号)  ③ 合人		l ,								
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数   単位   うち企業等と連携した演習の授業時数   単位   うち企業等と連携した演習の授業時数   単位   うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数   単位   うち企業等と連携した必修の演習の授業時数   単位   (うち企業等と連携したインターンシップの授業時数   単位   単位   単位   「うち企業等と連携したインターンシップの授業時数   単位   単位   単位   単位   単位   単位   単位   単		<sup>(B:単f</sup>								
当ち企業等と連携した演習の授業時数										
単位   うち必修授業時数						の授業時数				
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数   単位   うち企業等と連携した必修の演習の授業時数   単位   (うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)   単位   単位   (うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)   単位   単位   単位   単位   単位   単位   単位   単			うち企業	等と連携した演習の	授業時数				単位	
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数 単位   単位   (うち企業等と連携したインターンシップの授業時数) 単位   単位   ① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者   ② 学士の学位を有する者等   (専修学校設置基準第41条第1項第2号)   ② 人   ② 常本の学位を有する者等   ② 専修学校設置基準第41条第1項第3号)   ① 人   ② 修士の学位又は専門職学位   ③ 高等学校教諭等経験者   ③ 専修学校設置基準第41条第1項第3号)   ① 人   ③ をつからないます。   ③ 高等学校教諭等経験者   ③ 「専修学校設置基準第41条第1項第3号)   ② 人   ③ をつからないます。   ③ をかからいます。   ○ 人   ○ 会 も   ○ 人   ○ 会 も   ○ 人   ○ 会 も   ○ 人   ○ 人   ○ 会 も   ○ 人   ○ 会 も   ○ 人   ○ 会 も   ○ 人   ○ 会 も   ○ 人   ○ 会 も   ○ 人   ○ 会 も   ○ 人   ○ 会 も   ○ 人   ○ 会 も   ○ 人   ○ 会 も   ○ 人   ○ 会 も   ○ 人   ○ 会 も   ○ 人   ○ 会 も   ○ 人   ○ 会 も   ○ 人   ○ 会 も   ○ 会 も   ○ 人   ○ 会 も   ○ 人   ○ 会 も   ○			うち必修	授業時数					単位	
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数) 単位  ① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 ② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号) 2 人 ③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号) 1 人 ④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号) 1 人 ⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号) 0 人 計 6 人				うち企業等と連携	した必修の写	実験・実習・	実技の授業時数		単位	
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者  ② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号) ② 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号) 1 人 ④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第5号) 3 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第5号) 1 人 5 その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号) 0 人 計 上記①~⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、か				うち企業等と連携	した必修の流	寅習の授業時	·····································		単位	
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者  ② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号) ② 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号) 1 人 ④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第5号) 3 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第5号) 1 人 5 その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号) 1 人			(うち企	業等と連携したイン	ターンシッ	プの授業時	数)		単位	
おいてその担当する教育等に従事した者であっ て、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事し た期間とを通算して六年以上となる者  ② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号) ② 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号) 1 人 後士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号) 3 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第5号) 1 人 5 その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号) 0 人 計 上記①~⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、か										
おいてその担当する教育等に従事した者であっ て、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事し た期間とを通算して六年以上となる者  ② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号) ② 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号) 1 人 後士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号) 3 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第5号) 1 人 5 その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号) 0 人 計 上記①~⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、か									1	
おいてその担当する教育等に従事した者であっ て、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事し た期間とを通算して六年以上となる者  ② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号) ② 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号) 1 人 後士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号) 3 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第5号) 1 人 5 その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号) 0 人 計 上記①~⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、か										
た期間とを通算して六年以上となる者  ② 学士の学位を有する者等						(専修学	校設置基準第41条第1項	頁第1号)	2 人	
教員の属性 (専任教員について記入)       ③ 高等学校教諭等経験者       (専修学校設置基準第41条第1項第3号)       1 人         ④ 修士の学位又は専門職学位       (専修学校設置基準第41条第1項第4号)       1 人         ⑤ その他       (専修学校設置基準第41条第1項第5号)       0 人         計       6 人					。 此事し					
教員の属性 (専任教員について記入)       ③ 高等学校教諭等経験者       (専修学校設置基準第41条第1項第3号)       1 人         ④ 修士の学位又は専門職学位       (専修学校設置基準第41条第1項第4号)       1 人         ⑤ その他       (専修学校設置基準第41条第1項第5号)       0 人         計       6 人										
教員について記入)       ④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)       1 人         ⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)       0 人         計 6 人       6 人			② 学士の学位を存	可する者等		(専修学	校設置基準第41条第1項	順第2号)	2 人	
入)       (4) 修士の子位又は専門職子位       (専修学校設置基準第41条第1項第5号)       1 人         (5) その他       (専修学校設置基準第41条第1項第5号)       0 人         計       6 人             上記①~⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、か			③ 高等学校教諭等	· 等経験者		(専修学	校設置基準第41条第1項	頁第3号)	1人	
(専修学校設置基準第41条第1項第5号) 0人 計 6人	数号について記		④ 修士の学位又に	は専門職学位		(専修学	校設置基準第41条第1項	頁第4号)	1人	
計 6人										
上記①~⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、か			⑤ その他			( <del>प</del> ार्थ)			٠ ٨	
							NECT 1 ST. CHAST.			
							JAMES T. ST. ST. ST.		6 人	
									6 人	
			計上記①~⑤のうち、			3むね5年以		し、か		
			計上記①~⑤のうち、			6むね5年以		し、か		

- 1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係
- (1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容·方法の改善·工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

学科の養成目的と教育目標のために、専攻分野の施設・事業所(主に実習施設)からの意見を伺い、必要となる分野の最新の知識・技術を授業・実習内容に反映させるための連携体制を整える。

# (2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

委員会は理事会のもとにおかれ、理事及び評議員、学校長、事務局長、教務部長、学科長と業界代表によって構成され、学校が編成した教育課程案を業界関係者からの意見を活かせるよう委員会は討議する位置にある。

委員会は改善意見を学校長に報告し、学校長は報告を活かした教育課程を決定し、委員会へ告知する。

#### (3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
海田 英彦	一般社団法人さいたま市私立保育園連絡協	2023年4月1日~	1)
海山 关杉		2025年3月31日	U .
坂本 仁志		2023年4月1日~	3
数本 □心	の町 施設長	2025年3月31日	3
大久保 雄祐	  一般社団法人埼玉たまみずきの会 代表理事	2023年4月1日~	<u> </u>
	一般社団法人埼玉によのするの法 代表理事	2025年3月31日	3
青木 猛正	埼玉福祉保育医療製菓調理専門学校		
月小	学校長		
村田 和也	埼玉福祉保育医療製菓調理専門学校		
TIM THE	保育士科 学科長		

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①~③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「一」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員
- (4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

•年2回開催 (6月、11月)

(開催日時(実績))

- •第1回 2023年6月21日(水)
- •第2回 2023年11月29日(水)

#### (5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

委員の属する「保育園」「児童養護施設」「児童発達支援」の児童福祉3分野における、課題を共有し教育課程における対策 を検討した。

海田委員からは、「新入職保育士の不安を相談できないコミュニケーションカ」についての課題が挙げられた。養成校在学中も対面で相談できない学生が増えており、チャット機能等をきっかけとして、本心の相談に結びつく事例を共有。養成校ではチャットから対面への訓練を要することを前提に教育に反映していく。

坂本委員からは、「中高生のようなこどもを対象とする学び」についての課題が挙げられた。児童養護施設においても保育士がその最前線をいく中で、保育士の養成課程では乳幼児のかかわり方を学ぶが、中高生へのかかわり方を学ぶ機会は少なく、実習時の戸惑いがある。大半が虐待経験がある上に、LGBTや発達障害といった多様なこどもを受け止め育む支援ができる保育士の養成を求める。

大久保委員からは、「保育士資格における多岐に及ぶキャリアプランを気づく機会が少ない」ことについての課題が挙げられた。保育園にとどまらずこどもに関わる分野は児童発達の領域も広がり、ますます期待が高まっている。そんな中で、失敗を恐れて踏み出さないことはもったいない。失敗できる環境と選択の幅を広げられる教育内容が必要。

# 2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

## (1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

LT2(Look→Try→Listen→Think)教育システムは、「実学教育」を建学の理念に掲げる本校が、卒業後の仕事で本当に役立つ人材養成のために見つけた「学習動機付け」と「自立学習」にポイントを置いた本校独自の教育の方法論である。企業等における実習はLT2のLookとTryに該当し、最も効果のある「学習動機付け」と認識し、現場実践を通じて介護職として求められる「利用者理解に基づく」根拠のある介護技術を身に着けるため、企業等との連携の下での現場実習は不可欠との方針のもと取り組んでいる。

#### (2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

現職の保育士が、地域の実情や保育所の実態を踏まえて、各保育園の特色や保育の取り組みを伝え、理論と実践の結びつきを目指している。そこで、教育内容に関連するノウハウを提供などの協力が得られる業界団体を選定している。地理的特性と園の理念や保育方針をどのように保育内容に展開しているのかを現職の保育士から教わる。また、講師となった保育士の園へグループに分かれて訪問見学し、見学レポートを作成する。評価は、見学レポートの発表を各園の園長先生にルーブリック評価表を使用し行っていただく。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科 目 概 要	連携企業等
保育内容の理解と方法	現職の保育士が、地域の実情や保育所の実態を踏まえて、各保育園の特色や保育の取り組みを伝え、理論と実践の結びつきを目指す科目である。授業内で手遊びなどの保育実技を身につけるとともに、保育所での見学・体験の機会を設け、保育の実際を理解できるようにする。	一般社団法人 さいたま市私立保育園協会
保育実習 I (保育所以外)	社会福祉施設、児童福祉施設において、その機能や役割 を理解し、自らの児童観・保育観を深める。	児童養護施設江南、児童養護施設あゆみ学園、子ども発達支援センターつむぎ浦和美園、児童発達支援センターあんず 等
保育実習Ⅱ	保育所において、その機能や役割を理解し、自らの児童 観・保育観を深める。	えがお三橋保育園、遊美保育園、 あおぞらウィンクルム保育園、わら しべ保育園、南浦和たいよう保育 園等
保育実習皿	児童福祉施設において、その機能や役割を理解し、自ら の児童観・保育観を深める。	児童養護施設子供の町、カルガモの家、久美学園、療育センターさくら草等
保育実習 I	保育園において、その機能や役割を理解し、自らの児童 観・保育観を深める。	ハーモニー保育園、〈まの子倶楽 部三室保育園、桜花保育園、きら り保育園 等

## 3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

## (1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

教員研修規定により、研修の目的及び対象、学校及び教員の責務が定められている。専攻分野における実務に関する研修も、他の機関と共同または委託し研修をおこなうことができることを定めており、養成課程に関わる協会・団体が主催する研修・研究発表会に参加する。

#### (1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

養成課程に関わる協会・団体が主催する研修・研究発表会に積極的に参加する。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 埼玉県保育研修大会 連携企業等:埼玉県社会福祉協議会

期間: 令和5年5月26日 対象: 保育園長、保育養成校

内容 「すべての子どもの権利と育ちを 保障していく社会の実現」をめざして

研修名: 全国保育士養成協議会総会 連携企業等: 全国保育士養成協議会

期間: 令和5年6月17日 対象: 保育士養成校

内容 こども家庭庁における保育行政の動向と課題

研修名: 全国保育士養成セミナー 連携企業等: 全国保育士養成協議会

期間: 令和5年9月2日・3日 対象: 保育士養成校

内容 つながりあう保育

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名: FDマクロレベル研修 連携企業等: 一般社団法人滋慶教育科学研究所

期間: 令和5年6月7日 対象: 新入職員

内容 クラスの成長を促すコーチングを学ぶ

研修名: 教職員カウンセリング研修 連携企業等: -般社団法人滋慶教育科学研究所

期間: 令和5年9月14日 対象: 未受講者 全員

内容 カウンセリングマインドを身に着ける

研修名: FDミクロレベル研修 連携企業等: 一般社団法人滋慶教育科学研究所

期間: 令和5年5月24日 対象: FDマクロレベル研修受講者

内容 クラスマネジメントのポイントを理解し、実行計画の作成、修正ができるようになる

(3)研修等の計画

研修名:

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 埼玉県保育研修大会 連携企業等: 埼玉県社会福祉協議会

期間: 令和5年5月24日 対象: 保育園長、保育養成校

内容 「すべての子どもの権利と育ちを 保障していく社会の実現」をめざして

研修名: 全国保育士養成協議会総会 連携企業等: 全国保育士養成協議会

期間: 令和6年6月22日 対象: 保育士養成校

内容 こども家庭庁における保育行政の動向と課題

研修名: 実習指導者認定講習 連携企業等:全国保育士養成協議会

期間: 令和6年8月22日・23日 対象: 実習担当教員

内容 各養成校における保育実習指導の質の維持・向上を図る

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 教務全体研修 連携企業等: -般社団法人滋慶教育科学研究所

連携企業等: 一般社団法人滋慶教育科学研究所

期間: 令和6年10月21日 対象: 全員

内容 チームやクラスの中で自律協働できる人材を育成するためのキャリア教育の考え方と手法を学ぶ

期間: 令和6年9月25日 対象: 全員

内容 カウンセリングマインドを身に着ける

教職員カウンセリング研修

研修名: FDミクロレベル研修 連携企業等: 一般社団法人滋慶教育科学研究所

期間: 令和6年7月3日 対象: FDマクロレベル研修受講者

内容 クラスマネジメントのポイントを理解し、実行計画の作成、修正ができるようになる

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。 また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

## (1)学校関係者評価の基本方針

評価委員会は、自己点検・評価結果の客観性・透明性を高め、学校の利害関係者の学校運営への理解促進や連携協力による学校運営の改善を目的とし、自己点検・評価の結果は学校法人埼玉福祉学園情報公開規程に基づき学内外に開示するものとする。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	(1)教育理念・目標
(2)学校運営	(2)学校運営
(3)教育活動	(3)教育活動
(4)学修成果	(4)学修成果
(5)学生支援	(5)学生支援
(6)教育環境	(6)教育環境
(7)学生の受入れ募集	(7)学生の受け入れ募集
(8)財務	(8)財務
(9)法令等の遵守	(9)法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	(10)社会貢献·地域貢献
(11)国際交流	(11) 国際交流

<sup>※(10)</sup>及び(11)については任意記載。

## (3)学校関係者評価結果の活用状況

学校教育法に基づき、学生、保護者、福祉業界関係者など、学校と関係者の理解を深め、連携・協力すると共に教育活動 その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供する。また、専門学校は、実践的な職業教育における成果に加 え、社会的要請に対応する役割を担っており、その理解・評価を促進し、学習者の適切な学習機会選択に資するためにも、 その教育活動等の状況については、広く周知を図る。

### (4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
溝上 俊亮	社会福祉法人清幸会	2023年5月1日~ 2025年3月31日	卒業生 代表
内田 有紀		2024年4月1日~ 2025年3月31日	保護者 代表
松本 明	東京理科大学 特任教授	2023年5月1日~ 2025年3月31日	高等学校 関係者 地域
山田 雄俊	大宮区仲町三丁目自治会 防犯部長	2023年5月1日~ 2025年3月31日	地域 関係者
内田 三千則	介護老人保健施設 いづみケアセンター 施設長	2023年5月1日~ 2025年3月31日	業界 関係者
島村 和宏	社会福祉法人宮原ハーモニー 理事長	2023年5月1日~ 2025年3月31日	業界 関係者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。 (例)企業等委員、PTA、卒業生等

# (5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)

URL: https://www.scw.ac.jp/jyouhou/ 公表時期: 令和6年9月1日より

- 5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況 に関する情報を提供していること。」関係
- (1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学校教育法に基づき、学生、保護者、福祉業界関係者など、学校と関係者の理解を深め、連携・協力すると共に教育活動 その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供する。

また、専門学校は、実践的な職業教育における成果に加え、社会的要請に対応する役割を担っており、その理解・評価を 促進し、学習者の適切な学習機会選択に資するためにも、その教育活動等の状況については、広く周知を図る。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

(2) 専門学校における情報提供等への取組に	
ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	(1)学校の概要、目標及び計画 ・基本情報(設置者に関する情報、開校の目的・見学の理念・沿革)
(2)各学科等の教育	(2)各学科の教育 ・設置学科(修業年限、入学定員、養成目的)
(3)教職員	(3)教員数•教職員数
(4)キャリア教育・実践的職業教育	(4)キャリア教育・実践的職業教育 ・PCP教育システム ・実践的職業教育(実習教育)
(5)様々な教育活動・教育環境	(5)様々な教育活動・教育環境  ・年間活動(地域活動、ボランティア活動を含む)
(6)学生の生活支援	(6)学生の生活支援  ・学生サービスセンター(指定学生寮・ひとり暮らしセミナー)
(7)学生納付金·修学支援	(7)学生給付金·修学支援  ・各種奨学金制度(学費サポート制度)
(8)学校の財務	(8)学校の財務 ・財務諸表 (資金収支計算書、消費収支計算書、財産目録、賃借対照表) ・監査報告書
(9)学校評価	(9)学校評価 ·学校関係者評価委員会 報告書 ·自己点検·自己評価/学校関係者評価委員会 評価結果
(10)国際連携の状況	(10)国際連携の状況 ・国際教育・海外研修
(11)その他	(11)その他・防災関係

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法 (ホームページ)

URL:https://www.scw.ac.jp/school/syokugyo/公表時期:令和6年9月1日より

# 授業科目等の概要

	#RE	F!														
		分類	Į						授	業	方法	場	所			
	必修	選択必修	自由選択	授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期		単位数		演習	実験・実習・実技		校外			企業等との連携
1	0			乳児保育I	3歳未満児の保育について、概念と意義を 学ぶ。	1 前	30	2	0			0		0		
2	0			保育内容演習	子どもの発達を5領域の観点から捉え、子 ども理解を深めながら保育内容について具 体的に学ぶ。		60	2		0		0		0		
3	0			保育内容の理 解と方法	保育の内容を理解し、子どもの遊びを豊かに展開するために必要な知識や技術を習得する。	1 前	30	1		0		0		0		
4	0			社会福祉	社会福祉の視点と社会福祉の基礎理念を理 解し、これからの社会福祉の課題について 主体的に考察する視点を養う。		30	2	0			0			0	
5	0			保育者論	保育者の役割や倫理、保育士の制度的位置 づけを理解する。保育士の専門性について 考察し、保育者の協働について理解する。		30	2	0			0		0		
6	0			保育原理	保育内容の歴史的な変遷を学び保育の基 礎、基本理念について習得する。	1 前	30	2	0			0		0		
7	0			保育の心理学	精神発達と教育について踏まえ、乳幼児・ 児童・青年・老人までの心理を学び、発達 の基本概念と知識を深める。	1 前	30	2	0			0			0	
8	0			子どもの保健	小児保健の意義及び施策と政策を理解し、 胎児期から青年期に至るまでの心身の発達 について学ぶ。	1 前	30	1		0		0			0	
9	0			英会話	日常会話および児童福祉分野に関する基礎 的な英会話力を習得する。	1 前	30	1		0		0			0	

			I									
10	0		図工	発達段階に応じた絵画造形の基礎を学び、 創作活動を適切に指導する技術を身につけ る。	1 前	30	1		0	0	0	
11	0		音楽	保育者・教育者として必要な基礎的な音楽 の技術と理論を修得する。	1 前	30	2	0		0		0
12	0		カウンセリン グ理論	対人援助職を目指すうえでのカウンセリン グの基礎知識を修得する。	1 前	30	1		0	0		0
13	0		総合福祉技術 (手話)	コミュニケーション手段として手話の基本 的知識・技術を学び、聴覚障害を持つ子ど もについて理解を深める。		30	1		0	0		0
14	0		総合福祉技術 (点字)	点字の基本的な書き方・読み方を学び、視 覚障害を持つ子どもについて理解を深め る。		30	1		0	0	0	
15	0		保育内容演習	子どもの理解を深めながら保育内容について具体的に学ぶ。	1 後	30	1		0	0	0	
16	0		乳児保育Ⅱ	3歳未満児の保育について、概念と意義を 学ぶ。	1 後	30	1		0	0		0
17	0		保育内容の理 解と方法	保育の内容を理解し、子どもの遊びを豊かに展開するために必要な知識や技術を習得する。		30	1		0	0	0	
18	0		国際教育	福祉先進国の施設や、現地の子ども、学生 との交流を通して、日本の福祉・保育の問 題点を理解し国際感覚を身につける。	1 後	30	2	0		0		0
19	0		社会的養護 I	児童福祉法に定められている児童福祉施設 を理解し、養護について学ぶ。	1 後	30	2	0		0	0	

20	0	保育の計画と 評価	保育課程の編成と指導計画の作成について 具体的に理解する。	1 後	30	1		0	0	0	
21	0	保育内容総論	保育所保育指針における「保育の目標」、「子どもの発達」、「保育の内容」を関連付けて保育内容を理解し、保育の全体的な構造を理解する。		30	2	0		0		0
22	0	教育原理	保育者・教育者として必要な幼児教育における原則や教育の方法などについて、根拠も含め学習する。	1 後	30	1		0	0		0
23	0	子どもの健康と安全	小児保健の意義及び施策と政策を理解し、 胎児期から青年期に至るまでの心身の発達 と安全について学ぶ。	1 後	30	1		0	0		0
24	0	子どもの食と栄養	小児期の成長・発達・栄養の基礎を理解 し、小児期から成人までの食についての知 識・調理方法を学ぶ。	1 後	30	1		0	0		0
25	0	英会話	日常会話および児童福祉分野に関する基礎 的な英会話力を習得する。	1 後	30	1		0	0		0
26	0	情 報 リ テ ラ シー	コンピューター等、IT機器による文書処理、情報収集等の基礎知識や技能を身に付ける。	1 後	30	1		0	0		0
27	0	図工	発達段階に応じた絵画造形の基礎を学び、 創作活動を適切に指導する技術を身につけ る。	1 後	30	1		0	0	0	
28	0	音楽	保育者・教育者として必要な基礎的な音楽 の技術と理論を修得する	1 後	30	1		0	0		0
29	0	カウンセリン グ演習	対人援助職を目指すうえでのカウンセリン グの基礎技能を修得する。	1 後	30	1		0	0		0

30	0		療育の場面で必要とされる介護の理念と技 術を利用者の視点から学ぶ。	1 後	30	1		0		0		0		
31	0	保育実習指導 I (集中授 業)	保育実習にあたっての基本的知識、技能を 確認する。	1 後	80	2			0		0	0		
32	0	保育実習 I (保育所)	保育所において、その機能や役割を理解 し、自らの児童、教育観を深める。	2 前	30	1		0		0			0	0
33	0	保育内容演習	子どもの理解を深めながら保育内容について具体的に学ぶ。	2 前	30	1		0		0			0	
34	0	保育実践演習	保育士として即戦力として活躍できる現場 力を養う。	· 2 前	30	1		0		0		0		
35	0	保育内容の理 解と方法	保育の内容を理解し、子どもの遊びを豊かに展開するために必要な知識や技術を習得する。		30	1		0		0			0	
36	0	社会的養護Ⅱ	社会的養護における児童の権利擁護や保育 士等の倫理について具体的に学ぶ。	2 前	60	2		0		0		0	0	
37	0	選択ゼミ 【児童養護・ 障がい・子育 て】	施設種別・職種領域による選択制ゼミ形式 教育により、現場で役立つ特技的な科目の 履修により現場力を養う。		30	2	0			0			0	
38	0	子ども家庭福 祉	児童福祉全般の基礎知識を学び、現代の児童福祉問題を正しく捉える。社会福祉援助技術全般を学び、児童福祉サービス・援助技術の専門的知識を深める。	2	30	2	0			0			0	
39	0	子ども家庭支 援論	ケースに応じた家庭に対する子育て支援の 援助技術を学び、子育て支援事業の実際に ついて理解する。		30	2	0			0		0		
40	0	こども家庭支 援の 心理学	小児保健の意義及び施策と政策を理解し、 胎児期から青年期に至るまでの心身の発達 について学ぶ。	2 前	30	2	0			0			0	
41	0	子どもの食と 栄養	小児期の成長・発達・栄養の基礎を理解 し、小児期から成人までの食についての知 識・調理方法を学ぶ。		30	1		0		0			0	

_			T	T											
42	0		障害児保育	医療・保育・教育を総体的に理解し、療育 指導の基礎と事例を学ぶ。	2 前	30	1		0		0		0	0	0
43	0		幼児体育指導 法	児童の体育指導、レクリエーション、健全 育成について学び、専門的指導技術を習得 する。		30	1	0			0			0	0
44	0		外)	社会福祉施設、児童福祉施設において、そ の機能や役割を理解し、自らの児童観・保 育観を深める。	前	80	2			0		0	0		0
45	0		保育実習指導 I (集中授 業)	保育実習(保育所意以外)にあたっての基 本的知識、技能を確認する。	2 前	30	1		0			0	0		
46			保育内容演習	子どもの理解を深めながら保育内容につい て具体的に学ぶ。	2 後	30	1		0		0			0	
47			保育内容の理 解と方法	保育の内容を理解し、子どもの遊びを豊かに展開するために必要な知識や技術を習得する。		30	1		0		0		0		0
48			保育実践演習	保育士として即戦力として活躍できる現場 力を養う。	2 後	30	1		0		0			0	
			選 択 ゼ ミ 【児童養護】												
49		0	選択ゼミ【障がい】	施設種別・職種領域による選択制ゼミ形式 教育により、現場で役立つ特技的な科目の 履修により現場力を養う。	2 後	120	4		0		0		0		0
			選択ゼミ【子育て】												
50	0		障害児保育	医療・保育・教育を総体的に理解し、療育 指導の基礎と事例を学ぶ。	2 後	30	1		0		0		0	0	
51	0		子育て支援	子育て支援の概要、方法と技術について理 解する。	· 2 後	30	1		0		0			0	0
52	0		こども体操教 室	体操のこども教室を通し、子どもに対する 指導の基礎を実践的に学ぶ。	2 後	60	1			0	0			0	0
53	0		子どもの理解 と援助	子どもの心身の発達と保育実践について理解を深める。生活と遊びを通じて学ぶ子どもの経験や学習の過程を理解する。		30	1		0		0			0	
54		0	保育実習Ⅱ	保育所において、その機能や役割を理解 し、自らの児童観・保育観を深める。	2	80	2			0		0	0		0
57			保育実習Ⅲ	児童福祉施設において、その機能や役割を 理解し、自らの児童観・保育観を深める。	後	55	_					J	J		

				保育実習Ⅱにあたっての基本的知識、 を確認する。	技能									
55	0			保育実習皿にあたっての基本的知識、 を確認する。	技能	後	30	1	0		0		0	
		合	計		57	Ŧ	4目			1920	単位	立時	間	

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
卒業要件:所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する	1 学年の学期区分	2 期
履修方法:学校長は、教育課程の定めるところにより、学年ごとに修了すべき学科目について 評価を行い、合格者に対して当該学科目の修了を認定する	1 学期の授業期間	15 週

# (留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について〇を付すこと。